

## 13 流通・サービス業関係

### ア 医薬品等

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し (厚生労働省)	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	検討	検討	検討	(厚生労働省) 平成16年4月から、厚生科学審議会の下に設置した医薬品販売制度改正検討部会において、医薬品のリスクの程度に応じた適切な情報提供のあり方等が検討され、平成17年12月に報告書がとりまとめられた。この報告書を踏まえ必要な措置を講ずるため、第164回通常国会に薬事法改正法案を提出した。	
医薬品の一般小売店における販売 (厚生労働省) <医療力 aの再掲>	厚生労働省内に設置された「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会」における検討結果を受け、この度決定された約350品目の医薬品については、薬効成分を変えず、医薬部外品として一般小売店での販売を認める措置を直ちに講ずる。 【平成16年政令第232号、平成16年厚生労働省令第114号、平成16年厚生労働省告示第285号等】	措置済(7月)			<医療力 aの再掲>	
化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し (厚生労働省)	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	逐次実施			(厚生労働省) 平成16年3月25日付け薬食審査発第0325019号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知において、化粧品への配合可能成分について、要望を随時受け付けており、科学的根拠が示された場合には、リストの見直しを行うこととしている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討 (厚生労働省)	薬局等における医薬品の販売の実態について調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法上の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずるべきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずる。	各年の調査結果に基づき、必要に応じて検討			(厚生労働省) 平成16年4月から、厚生科学審議会の下に設置した医薬品販売制度改正検討部会において、医薬品のリスクの程度に応じた適切な情報提供のあり方等が検討され、平成17年12月に報告書がとりまとめられた。この報告書を踏まえ必要な措置を講ずるため、第164回通常国会に薬事法改正法案を提出した。	
管理薬剤師の兼務規制の見直し (厚生労働省)	薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討して所要の措置を講ずる。	状況を踏まえつつ、必要に応じて検討			(厚生労働省) 平成16年4月から、厚生科学審議会の下に設置した医薬品販売制度改正検討部会において、医薬品のリスクの程度に応じた適切な情報提供のあり方等が検討され、平成17年12月に報告書がとりまとめられた。	

## イ 大規模小売店舗立地法

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
大規模小売店舗立地法の指針の見直し (経済産業省)	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申(平成11年5月)を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内(平成17年6月1日まで)に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後3年以上、法施行後2年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う。 【「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の改正(平成17年経済産業省告示)】	措置済(3月)				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
イベント都度の店舗面積の増加等を容易にするための大規模小売店舗立地法に基づく事前一括変更届出が可能であることの明確化 (経済産業省)	イベント等で店舗面積を増加することが予め見込まれる場合に、見込まれる最大限の増加分を予め届け出ておけば、イベント等の都度届け出なくてよい、という運用が可能であることを都道府県等に周知・徹底する。		早期実施		(経済産業省) 平成17年9月に作成した「大規模小売店舗立地法についての解説書等[第3版](平成13年9月に第1版、平成15年2月に第2版作成)において左記の趣旨を踏まえ必要な記述の追記を行った後、経済産業局、都道府県への配布、経済産業省ホームページへの掲載により周知を図った。 さらに、同内容につき、全国8地方経済産業局ごとに開催している連絡会議(平成17年5~7月に実施)や研修等(平成17年9月実施)で説明を行った。	
駐車場でのイベント都度の駐車台数の一時的減少を容易にするための大規模小売店舗立地法に基づく事前一括変更届出が可能であることの明確化 (経済産業省)	イベント等で駐車場を利用することが予め見込まれる場合に、同じ駐車台数の臨時駐車場を予め届け出ておけばイベント等の都度届け出なくてよいという運用が可能であることを都道府県等に周知・徹底する。		早期実施		(経済産業省) 平成17年9月に作成した「大規模小売店舗立地法についての解説書等[第3版](平成13年9月に第1版、平成15年2月に第2版作成)において左記の趣旨を踏まえ必要な記述の追記を行った後、経済産業局、都道府県への配布、経済産業省ホームページへの掲載により周知を図った。さらに、同内容につき、全国8地方経済産業局ごとに開催している連絡会議(平成17年5~7月に実施)や研修等(平成17年9月実施)で説明を行った。	

## ウ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
小売市場開設許可 (経済産業省)	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いないようにするとともに、ディベロッパ等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	引き続き検討					
大型店舗酒類小売業に係る販売規制の緩和 (財務省)	大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置について、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、見直しを検討する。	検討	検討・結論		(財務省) 大型店舗酒類小売業免許については、一般酒類小売業免許への統合により販売制限等の特例的措置は廃止することとし、当該特例措置について定めている「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」(平成11年国税庁長官通達)を平成18年3月に改正した。		
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に係る経営改善計画の透明性・公平性の確保(財務省)	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に基づいて提出された経営改善計画について、酒類小売業者の計画の進捗状況を把握するとともに、適切な指導等を検討し、措置する。 【経営改善計画の進捗状況の把握及び適切な支援の実施等について(平成16年4月20日付課酒1-29ほか1課共同 国税庁長官通達)】	措置済(4月)					
製造たばこ小売業許可に係る環境区分の認定状況の公表 (財務省)	製造たばこ小売販売業の新規許可に係る環境区分の認定状況について公表することを検討し、措置する。 【「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」の一部改正】	措置済(3月)					

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
細菌の基準の統一 (厚生労働省)	都道府県等が独自に定めている衛生基準(指導を行う際の目安となる指導基準)について、都道府県等の指導等の現状を調査し、措置内容を検討の上、所要の措置を行う。 【各都道府県等が定める衛生基準について(平成17年3月14日付け食安監発第0314003号監視安全課長通知)】	措置済(3月)				
「コンビニエンス・ストア」の営業許可に係る施設基準に関する要望内容の周知 (厚生労働省)	いわゆる「コンビニエンス・ストア」の軽微な調理施設について営業許可を取得する際の施設基準及びその運用に係る要望内容を、各都道府県等に周知する。		措置		(厚生労働省) 平成17年度全国食品監視担当者会議(平成17年7月12日開催)において、都道府県、保健所設置市、特別区の食品衛生担当者に対して、日本経団連からコンビニエンスストアの施設基準等に係る要望があったことを周知した。	
中小企業の再生支援のための産業活力再生特別措置法の活用 (経済産業省)	中小企業の再生を支援する観点から、中小企業が産業活力再生特別措置法の各種支援措置を活用しやすくするため、同法の認定基準のひとつである財務健全化基準の要件を弾力化する。 【「財務健全性基準については、10倍基準を原則とするが、業態特性や固有の事情等を勘案することとし、柔軟性を確保するものとする。」という基本指針の内容の趣旨を徹底する旨の通達(平成16・11・25経局第1号)発出】	措置済(11月)				
地方自治体のコンビニエンスストア本部および店舗の立ち入り検査の弾力化 (総務省)	地方自治体の徴収する地方税の収納委託を受けるコンビニエンスストアへの立ち入り検査については、予め検査方法等について双方合意のうえですべて決めておくなど、円滑な検査の実施に努めるよう、各地方自治体に対し、周知する。		措置		(総務省) 「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(H17.4.1付 総税企第79号 総務省自治税務局長通知)等により、地方税の収納委託を受けるコンビニエンスストアへの立ち入り検査について、円滑な検査の実施に努めるよう地方団体に通知したところ。	